消費者行政の施策体系

〔施策の柱〕	〔施策の方向〕	〔具体的施策〕
Ⅰ．安全の確保	1．商品・サービスの安全性確保	⑴商品等の安全性の調査（経済労働局消費者行政センター） ⑵商品に関する各法律に基づく立入検査（経済労働局消費者行政センター） ⑶商品テストの実施（経済労働局消費者行政センター） ⑷家庭用品安全対策（健康福祉局生活衛生課、区役所） ⑸健康リビング対策（健康福祉局生活衛生課、区役所） ⑹公園の遊具の安全点検（建設緑政局みどりの保全整備課、区役所）
	2．食の安全性確保	⑴農作物の安全性確保（経済労働局農業技術支援センター） ⑵食品衛生に関する監視指導・検査、食中毒等の調査、消費者への情報提供（健康福祉局食品安全課・中央卸売市場食品衛生検査所、区役所） ⑶学校給食の安全性確保（教育委員会事務局健康教育課・健康給食推進室） ⑷保育園給食の安全性確保（こども未来局運営管理課） ⑸水道水の安全性の確保（上下水道局水道水質課）
	3．監視指導	⑴環境衛生関係営業施設に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所） ⑵専用水道及び簡易専用水道に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所） ⑶小規模水道及び小規模受水槽水道に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所）
	4．商品廃棄に係る汚染防止	⑴廃家電製品に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当） ⑵使用済み乾電池に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当） ⑶蛍光管に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当）
	5．放射性物質に対する安全性確保	⑴食品等の検査（健康福祉局食品安全課・中央卸売市場食品衛生検査所、区役所） ⑵市内産農産物の放射性物質検査（経済労働局農業振興課） ⑶学校給食用食材の安全性確保（教育委員会事務局健康給食推進室） ⑷水道水中の放射性物質検査（上下水道局水道水質課）
Ⅱ．表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止	1．表示・包装の適正化	⑴表示（単位価格）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑵包装（消費者包装）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑶過剰包装の自粛（環境局減量推進課） ⑷食品表示の適正化の推進（健康福祉局食品安全課・中央卸売市場食品衛生検査所・健康増進課、区役所） ⑸包装食品の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑹自動販売機の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑺アフターサービスの基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑻家庭用品の品質表示の立入検査（経済労働局消費者行政センター）
	2．計量の適正化	⑴特定計量器（はかり・分銅等）の定期検査（経済労働局工業振興課） ⑵特定計量器（はかり・各種メーター類）の立入検査等（経済労働局工業振興課） ⑶商品量目立入検査（経済労働局工業振興課） ⑷商品量目試買検査（経済労働局工業振興課） ⑸計量展示室の公開（経済労働局工業振興課） ⑹適正計量の普及・啓発（経済労働局工業振興課）
	3．不適正な取引行為の禁止	⑴事業者との情報交換及び改善の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑵不適正な取引行為の禁止（経済労働局消費者行政センター） ⑶広域的な被害拡大防止及び未然防止（経済労働局消費者行政センター）
Ⅲ．生活必需物資の確保及び価格の安定	1．生活必需物資の確保及び価格の安定	⑴生鮮品等の安定供給の確保（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課） ⑵新たな産地開拓に向けた取組（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課） ⑶市内産農産物の地産地消の推進（経済労働局農業振興課） ⑷価格動向等の調査（経済労働局消費者行政センター）
	2．災害緊急対策	⑴生活必需品等の確保（経済労働局消費者行政センター） ⑵飲料水の供給（上下水道局庶務課） ⑶備蓄物資等の整備（総務企画局危機管理室） ⑷防災に関する情報（総務企画局危機管理室）
Ⅳ．苦情の処理及び被害の救済	1．消費生活相談の充実	⑴消費生活に関する相談窓口（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費生活相談員への助言等の充実（経済労働局消費者行政センター） ⑶特別相談の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑷外国人市民等の被害救済に向けた関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター） ⑸緊急特別相談の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑹危害・危険情報の収集（経済労働局消費者行政センター） ⑺重大事故等の通知（経済労働局消費者行政センター） ⑻関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター）
	2．被害の救済	⑴苦情処理のあっせん・調停等（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費者訴訟の援助（経済労働局消費者行政センター） ⑶被害の救済に向けた関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター）

	〔施策の方向〕		〔具体的施策〕
Ⅴ．消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進【消費者教育推進計画】	1．効果的な情報発信の推進		⑴消費生活に関する情報の提供（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費者行政センターの情報の充実（経済労働局消費者行政センター） ⑶食の安全に関する情報の提供（経済労働局消費者行政センター） ⑷食育に関する情報の提供（健康福祉局健康増進課） ⑸消防に関する情報の提供（消防局予防課、査察課） ⑹住宅に関する情報の提供（まちづくり局住宅整備推進課）
	2．高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育・啓発の推進		⑴講座の実施による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター） ⑵啓発冊子による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター） ⑶ホームページ等による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター） ⑷街頭啓発による消費者被害の防止（経済労働局消費者行政センター）
	3．様々な場やライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進	①学　　校	⑴消費者としての児童生徒の育成（教育委員会事務局総合教育センター） ⑵教育機関等に対する講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑶消費者市民社会に関する学生向け講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑷職場体験の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑸イベント等による消費者教育の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑹環境配慮をめざした「エコ・クッキング」講座の実施（環境局減量推進課） ⑺社会科副読本の作成（環境局減量推進課） ⑻出前ごみスクール等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課）
		②地域社会	⑴地域の団体等に対する講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費者支援強調月間の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑶消費者市民社会の実現に向けた普及の取組の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑷「かしこい」消費者の育成に向けた講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑸ふれあい出張講座等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課） ⑹ごみ減量、リサイクルへの意識啓発の推進（環境局減量推進課） ⑺地域社会における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室） ⑻消費者団体等による教育の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑼地域に向けた火災予防に関する啓発の推進（消防局予防課） ⑽市場体験による食育の実施（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課） ⑾健康な食のあり方等を学ぶ機会の提供（健康福祉局健康増進課）
		③職　　域	⑴労働者等への講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑵事業者向けエコドライブ啓発の推進（環境局大気環境課） ⑶事業活動における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室） ⑷事業系一般廃棄物の減量化等に向けた指導（環境局減量推進課） ⑸エコショップ制度、リユース・リサイクルショップ制度の拡充（環境局減量推進課） ⑹食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進（環境局減量推進課）
	4．地域の消費者教育の担い手の育成及び多様な主体間の連携	①担い手の育成	⑴消費者教育の担い手の育成に向けた講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費生活相談員の研修支援（経済労働局消費者行政センター） ⑶消費生活モニターに対する研修の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑷学校における消費者教育の担い手の育成（教育委員会事務局総合教育センター） ⑸廃棄物減量指導員制度との連携（環境局減量推進課） ⑹環境教育の担い手の育成（環境局環境調整課） ⑺食に関する地域活動等の担い手の育成（健康福祉局健康増進課）
		②多様な主体との連携及び育成	⑴地域団体等との連携に向けた講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費者団体・生活協同組合等の育成及び連携の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑶多様な主体との連携による地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室） ⑷関係団体等とのネットワークの構築（健康福祉局健康増進課） ⑸資源集団回収に向けた連携の推進（環境局減量推進課）
Ⅵ．消費者支援協定	1．消費者支援協定の締結		⑴洗濯用粉石けんの安定供給（経済労働局消費者行政センター） ⑵家庭用電気製品の修理に関する消費者支援協定（経済労働局消費者行政センター） ⑶上下水道の水回り工事に関する消費者支援協定（経済労働局消費者行政センター） ⑷住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定（経済労働局消費者行政センター） ⑸葬儀における消費者トラブルの防止に関する協定（経済労働局消費者行政センター）
Ⅶ．施策推進のための行政体制の充実	1．消費者意見の反映		⑴川崎市消費者行政推進委員会の運営（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費生活モニターの育成（経済労働局消費者行政センター） ⑶川崎市食の安全確保対策懇談会の運営（経済労働局消費者行政センター） ⑷市長への申出（経済労働局消費者行政センター）
	2．消費者行政の円滑な推進		⑴庁内関係局との連携（経済労働局消費者行政センター） ⑵関係行政機関及び団体との連携強化（経済労働局消費者行政センター） ⑶権限の委任及び移譲等に対する執行体制の整備（経済労働局消費者行政センター）